

社会福祉法人 日本コイノニア福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本コイノニア福祉会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与を支給し、退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬及び賞与の額は、別表1及び2の範囲内で決定する。

- (2) 決定は、前年の会計年度の最終のものに係る定時評議員会にて行う。
- (3) 通勤手当については、別表3に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等の通勤手当については公共交通機関を利用しての実費支給とする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支払うこととする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 報酬等は現金にて支給するが、本人の同意により指定する口座へ振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の口数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(旅費)

第10条 役員等が職務のための出張に関する費用は、別表6に基づき支給することができる。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
令和3年6月26日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 6,000,000円以内
理事	年額 5,000,000円以内

別表2 (常勤役員等の賞与)

7月・12月に支給	報酬と合わせ別表1の範囲内とする
-----------	------------------

別表3 (常勤役員の通勤費)

ア通勤手当(マイカーなどを利用)	2 - 5 km	3,000 円	20 - 25 km	12,900 円
	5 - 10 km	4,200 円	25 - 30 km	15,800 円
	10 - 15 km	7,100 円	30 km 以上	18,700 円
	15 - 20 km	10,000 円		
イ交通機関を利用	定期代の支給通勤用具として電車等の交通機関を利用する場合は、その利用機関の定期代を支給する。但し、定期代は3ヶ月分を購入するものとする。			

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日10,000円 半日5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日10,000円 半日5,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日10,000円 半日5,000円

別表 5 (非常勤役員の交通費)

非常勤役員の交通費は自宅の最寄り駅からの公共交通機関の実費を支給する。

別表 6 (旅費)

公共交通機関利用	実費支給
自家用車使用 (止むを得ない場合)	走行距離 (最短距離) × 30 円 尚、高速道路の使用が必要な場合は、その通行料を含めて支給する。